



鹿児島県 児童クラブ連絡協議会

連絡先

〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

<http://m-jidouclub.com/krijidouren-index.htm>



携帯サイトです。ブック
マークに登録を！

ニュース

No. 42

2015年2月10日

2015年1月14日

鹿児島県男女共同参画課少子化対策係(子育て・学童保育)と意見交換を行いました。

現在、国・自治体では子ども・子育て支援新制度の2015年4月からの実施に向け、準備が進められてきています。学童保育に関しては、市町村において省令を踏まえての学童保育の基準を定める条例制定、および事業計画の策定が進められています。

鹿児島県連では、1月14日鹿児島県の学童保育担当課と県内学童保育の現状と課題を踏まえて、すべての市町村で本年4月から新制度の円滑な施行ができるよう、施行にあたって起きている問題や準備状況・現状を把握するとともに、県内の各市町村への周知(情報提供)や支援と、省令が示すよりよい学童保育の制度・仕組みとなるための要望による意見交換の場を持ちました。

県からは少子化対策監・課長・係長・主査の4名が対応、県連からは加来会長・有川・小牧・中村・続・田間の6名が参加しました。

【要望事項】

1 省令にもとづき市町村が条例で定める基準について(現状と危惧する点)
＜設備について＞

- 専用区画の一人当たりの面積について、1.65㎡を満たさない市町村がある
- 「既存の施設は、新築・改修するまで現行通りでよい」と解釈している市町村もある
- 児童館内の学童保育で、図書室も「専用区画」に入れている市町村もある
- 支援の単位を分けるのに、「間仕切りもなくとも良い」という市町村もある

＜支援の単位について＞

- 「おおむね」を60人、70人と解釈している市町村もある

＜児童数の数え方について＞

- 出席人数でカウントするとの理解が少ない(登録児童数では数えない)
- 「年間平均児童数」の算定方法は、鹿児島県県民生活局発文書(平成24年12月18日付)の内容の周知徹底をはかる

＜経過措置について＞

- 経過措置の期間を「当分の間」としている市町村も少ない
(「当分の間」は期限がなく、省令・基準が担保されていない)

2 省令にもとづき市町村が条例で定めた基準について

- 指導員の資格要件について(2015年4月1日時点での指導員の配置について)

新制度が2015年4月1日から実施されるにあたって、既設の学童保育新設する学童保育にあっては、指導員が9要件を満たしているかどうかを早急に把握すること。

- 指導員の配置について、解釈通知(5月30日局長通知)では「事業所を開所している時間帯を通じて、同項の基準を満たす必要がある」と示されていることの理解について

3 省令の基準、市町村の基準に「放課後児童健全育成事業者は……」と、基準を守るのは事業者の責任とする解釈について(現状と危惧する点)

- 学童保育は、市町村が実施主体となり実施する。市町村が条例で基準を定めた。基準を満たすための条件整備は市町村の責任であるのに、事業者のみ責任とする市町村がある

4 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の「一体型」にかかわって(現状と危惧する点)

- 「一体型」「一体的または連携」という言葉が、市町村に誤解を与え「全児童対策事業」との「一体化」を促す契機になっている。二つの事業が、部屋も指導員も子どもも一緒に実施する「一体化」にならないように、学童保育の拡充を図る
- 「一体型」の意図を周知・徹底し、両事業を「一体化」して実施しないようにする
- 学校施設等の積極的な活用など、それぞれの地域で、学童保育の量的拡充に結びつくよう、効果的な対応をすすめる

5 鹿児島県内の子どもの相対的な貧困率や就学援助の実態等を踏まえ、具体的に数値目標を設定した事業計画を策定すること

- 待機児童の把握(潜在的な待機児童を含む)をすることにより、学童保育の量の見込みと目標数値を設定しているかどうかを把握する
- 学童保育の利用世帯の経済状況の把握をする

【鹿児島県の回答】

▼基準には、従うべき基準と参酌基準がある。市町村には基準について説明責任はある。

▼支援の単位は、年間利用人数の平均が補助の算定になる。従来の考え方と変わらない。

▼県は事業実施主体である市町村に対して円滑な運営ができるよう、勧告・支援をする。

▼「一体型」については、12月県教育委員会と合同で市町村担当者(教委)も含めて、国の担当者による説明会を開いた。

▼資格研修は、研修ガイドラインが確定しないので来年度の予算・委託先は未定である。

県連では、県内全市町村に対して「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に向けた学童保育(放課後児童クラブ)の条例と事業計画に関するアンケートをとりくみます。

1月23日、内閣府主催の子ども・子育て支援新制度に関する地方自治体向け説明会が開催！ 2015年度の学童保育関係予算、補助単価が示されました

■子ども・子育て支援新制度説明会

日時：2015(平成27)年1月23日(金)

1. 平成27年度予算案及び平成26年度補正予算案について
2. 公定価格・利用者負担について
3. 地域子ども・子育て支援事業について
4. 保育士確保プランについて
5. 私学関係規程について
6. 子育て支援員研修制度について
7. 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修について
8. 全国総合システムについて
9. 関係政省令、通知、FAQ等について
10. 税制改正について
11. その他

▼2015年1月23日内閣府主催「子ども・子育て支援新制度説明会」での配布資料は、以下からダウンロードできます。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsu/meikai/h270123/index.html>

今後、従来行われている全国厚生労働部局長会議は、2月23日から週に開かれ、全国児童福祉主管課長会議は3月になる見込みです。

1月14日の内閣府主催の説明会を受けた鹿児島県における県内自治体担当者説明会は、2月17日開催の予定です。

「新制度」のもとでの学童保育関連の来年度予算は、補正予算での対応する自治体がほとんどだと思いますが、事業計画による確実な予算措置が図られるよう働きかけ(情報の周知等)を強めていきたいと思います。

2015(平成27)年度の国の補助単価(案)です。

(厚生労働省と内閣府の「子ども・子育て支援事業」新年度予算補助単価をもとに、鹿県連絡協議会が作成)

2015年1月23日開催の「子ども・子育て支援新制度」説明会で示された予算案を、昨年度との比較で一覧表を鹿児島県連で作成しました。参照資料として、「平成27年度児童健全育成対策関係予算(案)の概要」(学童関連予算)、「子ども・子育て支援交付金(創設)」ほかを同封しています。

- ① これまで補助単価は、入所児童数10名単位での区分(施設ごと)でしたが、新制度では「1支援の単位」が補助区分になります。「支援の単位」の考え方は、同封資料の「資料2-4」(平成26年8月11日放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議)の「Q&A ②」にあります。具体的には40名を超えた場合「支援の単位(40人以下)ごとに活動を行う場合にパーテーションで区切るなどの方法」で2クラスの学童とすることが可能ですが、市町村の事業計画策定(事業量の確定等)が必要です。
- ② 1支援の単位の「児童の数」は、年間平均の利用人数をカウントすることになります。
- ③ 新制度の事業費は、これまでは補助金でしたが同封資料の「平成27年度児童健全育成対策関係予算(案)の概要」の6頁にあるように市町村の事業計画(地域子ども・子育て支援事業)に基づく事業費予算が確定してから、交付金として給付されます。

2015年度の放課後児童健全育成事業の補助単価・案(補助率1/3)

	1支援の単位	2015年度 (250日以上開設＝基準日数)	前年比	290日の場合 (この日数が最多)
年間平均登録児童数	10人～19人	1,424,000円	207,000円増	2,024,000円-(19人-年間平均登録児童数)×26,500円
	20人～35人	3,706,000円	1,569,000円増	4,306,000円-(36人-年間平均登録児童数)×26,000円
	36人～45人	3,706,000円	279,000円増	4,306,000円
	46人～70人	3,706,000円	449,000円増(55人以下の場合)	4,306,000円-(年間平均登録児童数-45人)×30,000円
	71人以上	2,917,000円	同額	3,517,000円
開設日数加算	開設日数加算	1日15,000円	1,000円増	40日×15,000円＝600,000円
特例分	開設日数 200～249日	年間平均児童数20人以上 年額 2,267,000円(前年比 166,000円増) 長時間開設加算 年額 292,000円(前年比 14,000円増)		
長時間 開設加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 1時間単価292,000円(19,000円増)×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間数」の年間 平均時間数		
	長期休暇分	1日8時間を超えて開設する場合 1時間単価131,000円(6,000円増)×「1日8時間を超える時間数」の年間平均時間数		
市町村分	放課後児童クラブ支援事業	(1)障害児受入推進事業 1支援の単位当たり 年額1,712,000円(73,000円増)×支援の単位数		
		(2)放課後児童クラブ運営費支援事業(仮称) ※註1) 1支援の単位当たり 年額 3,080,000円×か所数		
		(3)放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) ※註2) 1支援の単位当たり 年額 435,000円×か所数		
	放課後児童クラブ開設時間延長支援事業	(1)非常勤職員を配置する場合 1支援の単位当たり 年額1,539,000円		
		(2)常勤職員を配置する場合(地域の中核的な児童クラブ) 1支援の単位当たり 年額2,831,000円		
		障害児受入加配(5人以上)(仮称) ※註3) 1支援の単位当たり 年額1,712,000円		
		小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置(仮称) 1支援の単位当たり 年額532,000円		

(厚生労働省と内閣府の「子ども・子育て支援事業」新年度予算補助単価をもとに、鹿県連絡協議会が作成)

* 補助率は3分の1で、助単価を国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。ただし、政令都市・中核市は3分の2で都道府県の負担分はない。
 ※註1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。
 ※註2) 授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するための補助を行う。
 ※註3) 放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児 5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

■次年度学童保育関連予算は、2014年度ベースで計上。新制度に伴う事業は、事業計画に基づき事業費（運営費・施設整備費等）を2015年度補正予算で予算措置を図ることになると思います。各自自治体の担当課に確認をすることが必要です。

- (1) 資格認定研修と資質向上の研修では、資格認定のための研修は都道府県が実施します。鹿児島県に対して県連絡会とも連携した研修カリキュラムとなるように働きかけてきています。また、従来の現任研修は市町村で実施することになります。各自自治体への働きかけが必要です。
- (2) 施設整備費は、従来の新たに設置するための創設整備や大規模改修および受入拡大につながる拡張に必要な費用が「i）資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ」になります。「ii）」は「放課後子ども総合プラン」による学校敷地内等に新たに設置する場合の整備費になります。②の「放課後子ども環境整備等事業」も「放課後子ども総合プラン」による整備です。

◆職員の資質向上・人材確保等研修事業

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】	① 事業内容：「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修（認定資格研修）を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。 ② 実施主体：都道府県 ③ 補助基準額（案）：1回当たり 810千円 ④ 補助率：国1/2、都道府県1/2 ⑤ その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。
(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】	① 事業内容：都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。 ② 実施主体：都道府県、指定都市、中核市、市町村 ③ 補助基準額（案）：1か所当たり 1,424千円 ④ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2 ⑤ その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

国の学童保育施設整備費（2015年度）

◆放課後児童クラブの整備

内 訳	①施設整備費の補助		
	i) 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ	補助単価 2,442.7万円	市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。国と都道府県と市町村の負担割合は3分の1です。
	ii) 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設	補助単価 4,885.9万円	一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。
	②放課後子ども環境整備等事業		
	i) 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室事業	補助単価 100万円	小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。 〔※〕次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕
	ii) 放課後児童クラブ環境改善事業	補助単価 500万円	幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費（設備の整備・修繕及び備品の購入）の補助を行う。 〔※〕次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕
	iii) 放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業	補助単価 100万円	障害児の受け入れのために既存の学童保育施設（余裕教室などに限らない）を改修する場合の補助金です。
	iv) 倉庫設備設置事業	補助単価 300万円	これまで安心こども基金管理運営要領の「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置費用。

◆児童館、児童センターの整備費

児童館内に学童保育室を設置する補助金	児童の健全な遊び場を確保し、健康の増進や情操を高めるため、地域における児童の健全育成の拠点である児童館、児童センターの整備に必要な費用の一部を支援する。
--------------------	--

2月1日 奄美地区の児童クラブ連絡会が結成されました 学童の熱い思い ひろがれ！

おめでとう！「奄美地区児童クラブ連絡会」結成

県連協事務局 田間 美沙緒

2015年2月1日、いよいよ奄美地区に連絡協議会が発足しました。奄美市名瀬・住用・小宿・大川地区の8つの児童クラブと瀬戸内町古仁屋の1児童クラブ。9クラブでのスタートです。

名瀬市内で行われた結成祝賀会には、保護者・指導員をはじめ教育長、小学校長、市議会議員、各担当行政の方々等100名の出席者で盛大な会となりました。

開会に先がけ、連絡会会長に就任されたあおぞら児童クラブの川内美和子さんのあいさつがありました。

この十数年の学童生活の中で、各クラブの気持ちがまとまらず、連絡会立ち上げの話が出ては消え、なかなか前に進まなかったことなど、そして今回、満を持しての結成となったと、これまでの思いのたけが語られました。

第1部では、志学館大学大学院臨床学研究所の山喜高秀教授による「心の子育て」という演説で記念講演会が開催されました。

子どもの心の器がどのように育っていくのか？ 育てていくための大人の役割について、お話しをうかがいました。

第2部のオープニングは、伊津部小学校のさざなみバンドによる「島のひびき」という曲の演奏……ホウ貝の音ではじまり、奄美の三線（さんしん）・太鼓の独特なリズム、奄美の熱いパワーを感じました。

祝辞、乾杯、食事と和やかに会は進み、最後にあおぞら児童クラブ保護者会長のお父さんからのあいさつ。「奄美の学童が繋がって、悩みを共有し知恵を出し合って、よりよい学童をつくっていくための今日が始まりの日。今日から新しい一歩がまた始まっていく」と、力強いことばで結成祝賀会は終了しました。

大隅・薩摩川内・霧島につづいて4つめの地域連絡協議会「奄美」の誕生をお祝いするとともに、鹿児島県の児童クラブがともに連携し、指導員の資質が向上していけるよう、気持ちを新たにしました。



連絡会の結成に寄せて

祝賀会パンフから抜粋掲載

「学童保育ひまわりクラブの思い出」 池知 豊和

私が、朝日校区の学童保育ひまわりクラブにお世話になったのは平成16年からでした。朝日小学校の校舎の一室を借りての運営でした。その頃は、学童保育という制度じたい馴染みがなく、「子どもがかわいそうね」と陰でいわれていた時期ではなかったかと思います。

行政からの援助もなく保護者と学童先生方の完全運営で先生方も各自仕事を持っていて時間を調整してのとりくみだったと思います。一番の問題は役員の引き受け手がなかなか決まらなかったことです。

それにしても、お楽しみ会や作業の時は、ほぼ全員に近い保護者の協力が得られたと思います。（中略）これからも、学童保育に関わる全ての方々が学童保育にご理解とお力を貸していただくことを願っています。

奄美地区児童クラブ連絡協議会発足にあたって

名瀬小児童クラブ元会長 福島基司

名瀬小校区での共働きの保護者の要望が叶い、念願の学童保育が始まったのが平成13年4月です。学校内の空き教室での開設を希望していたものの、当時の名瀬小には空き教室がないとのことで、名瀬小学校付属幼稚園の空き教室を利用した出発となりました。（中略）

P T A総会の場やこども便で保護者に案内書やパンフレットを作って児童クラブのPR活動を行いましたが、なかなか利用児童は増えず経営は難しいと判断し、1か月後の5月には土曜日を一時閉所せざるを得ない状況でした。

そのため、名瀬幼稚園児や4年生以上にも利用対象児童を広げて保護者に呼びかけたり、短期利用でも利用できるように保育料を設定するなど、利用学童確保にとりくみ、その甲斐あって少しずつ利用児童が増え、まもなく土曜保育を再開することができました。（中略）

今後、連絡会が組織されことで、学童保育による児童の健全育成のための情報交換や意見交換、指導員の勉強会等が活発に行われ放課後児童の育つ環境がますます良いものに改善されていくことを希望します。

学童は私の子どもたちの心のふるさと

あおぞら児童クラブ 初代保護者会長 水野富美乃

奄美地区の児童クラブ連絡会設立おめでとうございます。自分たちの学童だけでなく、仲間がいるということとはどんなに心強いことでしょう。お互いの学童が情報を交換しあい、交流を持ち、それぞれの学童がますます居心地のよい、楽しいものになっていくことを期待しています。

平成13年に学童を立ち上げてから14年になろうとしているのですね。早いものです。私は3人の子どもたちを学童に育ててもらったといっても過言ではありません。（中略）

子どもたちの心の中には小学校の思い出と同時に学童の思い出がたくさん残っています。多くの人とかかわり、様々な経験をさせてくれた楽しい思い出いっぱいのおおぞら児童クラブに感謝、感謝です。

これからも学童を必要とする人たちは増え続けることでしょう。利用するそれぞれの子どもたちの心に残る、いいふれあいのできる学童であり続けてほしいと思います。

古仁屋児童クラブ会長 久野やよい

私たち「古仁屋児童クラブ」は保護者運営の学童保育として開設して11年目になります。

平成14年頃から同じ年頃の子どもがいて働いている母親仲間たちと「安心して仕事と子育てを両立できる環境」とを考え、行政や各関係機関からの学童保育設立を願って活動をつづけていましたが、具体的に行政側が動く様子がなく、そのうちに子どもたちが小学校に入学する年齢になり、それを機に行政に頼ることなく自分たちで設立をめざそうということとなり、署名や陳情書を役場に提出し平成16年4月からの開設にこぎつけることができました。（中略）

学童開設当初は、古仁屋小学校の空き教室を利用させてもらっていましたが、保護者も指導員もはじめてのことだったため学校との連携がうまくとれず、運営場所を変更することになり、3年目からの8年間はかな保育園の施設を貸していただき、運営してきました。平成26年度から、再度古仁屋小学校の空き教室を利用させていただけることになりました。（中略）

設立当初は、役場だけではなく他の保護者からも理解を得られないこともありましたが、10年続いたことにより学童の存在が浸透しあたりまえの存在となったことで、行政の支援も得ることができることになったのではないかと思います。

これからは、より一層の指導の質の向上と保育料の減額など、よりスムーズな運営に向けて私たち保護者も働きかけていきたいと思っています。

